

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第53号）（行財政局財政部財産活用促進課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行により国土利用計画法の一部が改正され、同法の規定に基づく規制区域の指定等の事務に関する権限が京都府知事から市長に移譲されることに伴い、京都市土地利用審査会における当該指定等の相当性の確認に係る議事の議決要件を定めることとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

京都市土地利用審査会条例の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条第6項又は第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る議事は、現に在任する委員の総数の過半数で決する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)